

# 鳥取県企業立地等事業助成条例に基づく支援概要 (H28年9月改正)

		製造業、その他知事が必要と認めた事業、 道路貨物運送業(特定の製造業と密接な 関係のあるものに限る)			自然科学研究所、 技術者研修所	ソフトウェア業、機械 設計業、デザイン業、 コンテンツ事業	情報処理・提供 サービス業	
		特定製造業						
補助要件	投資額 ※投下固定資産額(A) +賃借料(5年分)	1億円超 ※県内中小企業は3千万円超			1億円超 ※県内中小企業 は3千万円超	3千万円超	3千万円超	3千万円超
	増加する 常時雇用労働者数	30人以上	10人以上 ※県内中小企業 は3人以上	10人以上 ※県内中小企業 は3人以上	技術者等5人以上 (コンテンツ事業は技術者以外でも可) ※県内中小企業は3人以上		(含パート) 20人以上	
補助金額	投下固定資産額 (空工場改修費を含む。)	(Aの20億円超部分×15%) + (Aの20億円以下部分×10%)	A×10%	A×30%	A×30%	A×10%	A×10%	
	賃借料 (リース料を含む。)	操業開始から1年間の賃借料50/100 (注)期間5年間以上のものに限る。5年間の賃借料を投資額とみなし、要件を満たす場合を対象とする。						
補助金限度額		30億円	5億円	30億円	10億円	10億円	2億円	
企業立地事業補助金 加算措置対象補助金額(限度額)	知事特認	限度額 10億円	●鳥取県経済再生成長戦略における戦略的推進分野に該当する事業で知事が特に認めたもの。 ・投下固定資産額の5/100と操業開始から1年間のリース料の25/100の合計額 ●上記事業に該当する事業であって、①製造、開発等を集約する拠点、②海外工場等の全部又は一部の県内への移転に伴う事業で知事が特に認めたもの。 ・投下固定資産額の10/100と操業開始からの1年間の賃借料の50/100の合計額					
	先進技術・県内資源・超大量雇用	限度額 10億円	●①先進的技術、②県内の資源を活用する事業、③著しい雇用増を伴う事業で知事が特に認めたもの。(上記知事特認との併用不可) ・投下固定資産額の5/100と操業開始から1年間の賃借料の25/100の合計額					
	県内バリューチェーン構築	限度額 5億円	●成長分野(自動車・航空機・医療機器等)の既立地企業等が行う製造工程において、高度な技術が必要な工程の一部を担う県外中小企業が行う事業で知事が特に認めたもの。(加算措置対象者には県内中小企業の補助要件を適用。他の加算措置との併用不可。) ・投下固定資産額の10/100と操業開始からの1年間の賃借料の50/100の合計額					
	リスク分散	限度額 10億円	●大規模災害の発生地域又は今後発生の懸念がある地域にある工場等がある場合、事業活動の継続性を高めるために行う県内への 新規設事業 [現工場等がある対象地域] ・東京電力、東北電力管内の地域 ・今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率が26%以上とされている地域 ・投下固定資産額の5/100と操業開始から1年間のリース料の25/100の合計額					
	中山間地域	限度額 10億円	●工場等を中山間地域へ立地する場合であって、中山間地域の活性化に資する事業の場合で、知事が特に認めたもの。 ・投下固定資産額の10/100と操業開始から1年間の賃借料の50/100の合計額					
	本社移転・国内進出	限度額 10億円	●①三大都市圏からの本社機能移転等を伴う事業、②海外企業が行う事業(鳥取県経済再生成長戦略における戦略的推進分野に限る)で、知事が特に認めたもの。 ・投下固定資産額の10/100と操業開始から1年間の賃借料の50/100の合計額					
	県内中小企業	限度額 5億円	●県内に本社を有し、操業後7年経過している中小企業が行う、提供する製品・サービスが高い市場占有率を獲得すると見込まれる新たな事業で知事が特に認めたもの。 ・投下固定資産額の10/100と操業開始から1年間のリース料の50/100の合計額					
	国補助金	限度額 2億円	●CO2排出量削減効果のある設備への投資 ※環境省交付決定事業が対象 ・当該設備に係る投下固定資産額の1/3 ※この場合、当該固定資産額は他の項目の補助対象としない。					
※上記の加算が複数なされる場合の加算額の合計は20億円を限度とする。(賃借料は100/100を上限とする。)								
交付方法		・単年度の補助金交付額は、7億円を限度とする。※補助金総額が49億円を上回る場合は最終年度の上限を8億円とする。 ・投下固定資産額に対する補助率の上限は、50/100とする。						

## 情報通信関連雇用事業補助金

補助対象経費	①専用通信回線使用料(電気通信事業者の設定) ※専用通信回線以外の電気通信回線で、事業の形態から知事が特に必要と認める場合を含む。 ②借室料(5年以上の契約)
新規常時雇用者数	①情報処理・提供サービス業に属する事業 20人以上(含むパート) ②ソフトウェア業、デザイン・機械設計業、自然科学研究所等 5人以上(技術者等) ③特定製造業 10人以上
補助金額	①専用通信回線使用料及び借室料の1/2
補助限度額	①専用通信回線使用料: 2,000万円 ②借室料: 1,200万円 ※①②とも1年ごとの実績払い
補助期間	5年間

## コンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金

補助対象経費	①通信料 ②借室料及び設備機器リース料
新規常時雇用者数	○コンテンツ事業 3人以上(うち県内転入者以外の者が1人以上) ○事務管理事業 5人以上(うち県内転入者が2人以上)
補助金額	○通信料、借室料及び設備機器リース料の1/2
補助限度額	①通信料: 500万円(1年間につき) ②借室料及び設備機器リース料: 1,000万円(1年間につき) ※①②とも1年ごとの実績払い
補助期間	5年間